

# 「中央中学校いじめ防止基本方針」

桐生市立中央中学校  
平成26年3月策定

## 1 いじめ防止等のための取組に対する基本的な考え方

### ○いじめに対する基本認識について

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という基本認識に立ち、保護者等との連携を密にし、いじめを絶対許さない学校づくりに全力で取り組む。いじめの未然防止及び早期発見に重点を置き、いじめ事案が発生した場合には迅速かつ適切にこれに対処するため、桐生市立中央中学校いじめ防止基本方針を定める。

### ○いじめの未然防止について

中央中学校のすべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につながると思います。

### ○いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もあります。ささいな兆候であっても、いじめではないのかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知しようとする事、また、生徒が相談しやすい雰囲気や環境をつくっていくことでいじめの早期発見につながると思います。

### ○いじめの早期解消について

いじめがあることを発見された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うことで早期解消につながると思います。

## 2 いじめ防止等のための組織

### (1) 組織の構成員等

#### ○「中央中学校いじめ防止対策委員会」構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭

※必要に応じて、スクールカウンセラー、教育相談員、担任、部活動顧問、各学年生徒指導担当、各学年教育相談担当、スクールカウンセラーなどを構成員に加えます。

※隔週で開催する生徒指導委員会（校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭）及び、教育相談部会（校長、教頭、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員）を下部組織として位置づけます。

### (2) 活動の概要

○「中央中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行います。

○いじめ相談の窓口になり、家庭・地域への周知を図ります。

○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行います。

○いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関

係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携と  
 いった対応を組織的に行います。

- 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識しなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応します。
- 「中央中学校いじめ緊急対応マニュアル」の周知及び改訂を行います。
- 必要に応じて関係相談機関と連携した対応を迅速に進めます。
- 毎月実施する「いじめに関するアンケート」の分析と保管（卒業後5年間）を行います。
- 生徒会によるいじめ防止活動を行います。
- 毎月1回いじめ防止委員会を開催いたします。

### 3 いじめ防止等に関する措置

表1に示すとおり、年間を通じたいじめ防止等のための取組を実施することにより、いじめの防止等を図る。

表1 桐生市立中央中学校いじめ防止に関する年間計画

	教職員の取組内容	生徒会の取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校経営方針（本年度の努力点）」におけるいじめ防止に関する取組の校長説明〔第1回職員会議〕</li> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○いじめ防止にかかわる研修の実施・「桐生市立中央中学校いじめ防止に関する年間計画」についての共通理解</li> <li>○学校間、学年間の情報交換、指導要録の引継ぎ</li> <li>○いじめを許さない学校づくりを宣言する校長講話〔始業式・入学式〕</li> <li>○人間関係づくり、学級目標の設定、学級のルールづくり〔学級活動〕</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔入学式・保護者会・学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○家庭訪問の実施</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> <li>○コミュニケーションスキルの向上を目指した授業実践〔総合学習〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会本部が、いじめ防止活動計画案を作成</li> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・いじめ防止ポスター作成・掲示</li> <li>・生徒会オリエンテーションで、生徒会本部から、いじめ防止活動の取組の説明、会員一人ひとりが充実した学校生活を送れるよう互いに尊重し合い生活するよう、いじめ防止の呼びかけ</li> <li>・目安箱・Thank you treeの周知</li> <li>・専門委員会におけるいじめ防止活動の計画・実施（前期）</li> </ul>
	<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員が学校基本方針を共通理解する。</li> <li>・過去のいじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。</li> <li>・学校がいじめの問題に本気であることを示す。</li> <li>・保護者会や学年通信等を利用し、保護者に学校基本方針を周知する。</li> <li>・グループエンカウンター等を取り入れ、より良い人間関係を構築する。</li> </ul>	
5月	<p>【春のいじめ防止強化月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔PTA総会・学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○家庭訪問の実施</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○いじめ防止にかかわる道徳授業の実践</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔修学旅行〕</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> </ul>
	<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の班編制の場面では十分留意する。</li> <li>・スクールカウンセラーの活用</li> </ul>	

6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○話し合い活動「学級の諸問題」〔学活〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔榛名高原学校〕</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止フォーラム」参加</li> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・生徒総会の開催</li> <li>※生徒主体のいじめ防止活動の提案</li> <li>※いじめ防止スローガンの募集・決定（前期）</li> <li>・生徒会「いじめについて考えるアンケート①」の実施・活用</li> <li>・いじめ防止スローガン（前期）の周知〔生徒集会〕</li> </ul>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケートを実施することで生徒にいじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる。</li> <li>・生徒会新聞を活用し、「いじめ防止フォーラム」の内容を全生徒に周知する。</li> <li>・諸問題の中にいじめに関するものがないかチェックする。</li> <li>・生徒の班編制の場面では十分留意する。</li> </ul>		
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> <li>○第1回学校評価の実施・結果分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・生徒会「いじめについて考えるアンケート①」の結果報告・活動充実のための呼びかけ〔生徒集会〕</li> </ul>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価を行い教職員の取組を振り返る。</li> </ul>		
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止サミット」参加</li> <li>・あいさつ運動の実施</li> </ul>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の結果をもとに学校基本方針の見直しや今後の取組の軌道修正を行う。</li> <li>・教職員の相談技術の向上を図る。</li> </ul>		
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔運動会選手決め〕</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> </ul>
<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の変化を把握する。</li> <li>・公正に選手決めが行われているかチェックする。</li> </ul>		
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔運動会、職業体験学習〕</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・いじめ防止スローガンの募集・決定（後期）</li> <li>・専門委員会におけるいじめ防止活動の振り返り（前期）</li> <li>・専門委員会におけるいじめ防止活動の計画・実施（後期）</li> <li>・いじめ防止スローガン（後期）の周知〔生徒集会〕</li> </ul>

	<p>セラーだよりの発行</p> <p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の変化を把握する。</li> <li>・公正に選手決めが行われているかチェックする。</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○話し合い活動「学級の諸問題」〔学活〕</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔校内合唱コンクール〕</li> <li>○三者面談の実施</li> <li>○人権集会・校長による人権講話〔全校集会〕</li> <li>○人権集中学習の実施</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> </ul> <p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸問題の中にいじめに関するものがないかチェックする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> </ul>
12月	<p><b>【冬のいじめ防止強化月間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○人権集中学習の実施</li> <li>○「桐生市人権教育推進運動」の啓発作品コンクールに応募</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○いじめ防止にかかわる道徳授業の実践</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> <li>○第2回学校評価の実施・結果分析</li> </ul> <p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケートを実施することで生徒にいじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる。</li> <li>・公開授業や人権標語の掲示、生徒会新聞の地域回覧等を通して、本校のいじめ防止活動に対する取組を広く地域に周知する。</li> <li>・学校評価の結果をもとに学校基本方針の見直しや今後の取組の軌道修正を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・生徒会「いじめについて考えるアンケート②」の実施・活用</li> <li>・いじめ防止標語の募集、発表</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔校内書き初め大会〕</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> </ul> <p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・生徒会「いじめについて考えるアンケート②」の結果報告・活動充実のための呼びかけ〔生徒集会〕</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○話し合い活動「学級の諸問題」〔学活〕</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔2年校外学習〕</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止会議」参加</li> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・専門委員会におけるいじめ防止活動の振り返り（後期）</li> </ul>

	<p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止会議」に参加し、各校との情報交換を行い、来年度の取組に生かす。</li> <li>・諸問題の中にいじめに関するものがないかチェックする。</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○桐生市立中央中学校いじめ防止対策委員会の開催</li> <li>○本校いじめ防止対策についての保護者への説明及び啓発〔学年通信・中央中Webページ等〕</li> <li>○生徒主体のいじめ防止活動の支援</li> <li>○学校行事等を通じた人間関係づくり〔卒業式〕</li> <li>○道徳教育の推進</li> <li>○学校生活アンケートの実施と分析</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○スクールカウンセラー・教育相談員との意見交換</li> <li>○スクールカウンセラーと連携した相談活動、スクールカウンセラーだよりの発行</li> <li>○第3回学校評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・生徒会におけるいじめ防止活動の振り返り・次年度に向けて</li> </ul> <p>〈取組上の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の生徒会活動の取組が有効であったか振り返り、次年度の取組に生かす。</li> <li>・学校評価の結果をもとに学校基本方針の見直しや来年度の取組の軌道修正を行う。</li> </ul>

(1) いじめの未然防止のための取組

- 「中央中学校 いじめ防止に関する年間計画」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行います。
- 日々の授業や道徳教育を充実させることで、生徒の充実感、達成感や「豊かな心」の育成につなげ、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 教職員は普段からカウンセリングマインドで生徒と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- いじめを早期に発見するために、生徒の変化に気づいたり、気づいた情報を確実に共有する方法などについて考え、実践します。
- 普段から子どもの生活を把握するための「いじめに関するアンケート」を毎月実施するとともに定期的に個人面接等を実施します。
- スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整えます。
- 生徒指導委員会や教育相談部会の情報交換・協議をいじめの早期発見の視点から進めます。

(3) いじめ早期解消のための取組

- いじめが発見された場合には、まずは「中央中学校いじめ防止対策委員会」で対応します。
- 措置を行う際は、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に対応すること、教育的配慮のもとでケアや指導を行うことなどについて配慮します。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行います。

(4) 重大事態発生時の対応

- 「中央中学校いじめ緊急対応マニュアル」ならびに「緊急対応の手引き」（文科省H22.3）にしたがい、市教委をはじめとする関係機関と連携をとるとともに、「中央中学校いじめ防止対策委員会」を中心として校内組織で迅速かつ適切に対応します。

## 4 関係機関との連携

- (1) 深刻ないじめの場合、市教委、警察、児童相談所、医療機関等と連携して、いじめの早期解消を図ります。
- (2) 深刻な事案が発生したときの連携を容易にするために、各機関とは日頃からの連携を深めます。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針を相談したい。	市教委学校教育課教育支援係
・指導方針について相談したい。 ・生徒や保護者への対応を相談したい。	総合教育センターいじめ相談室
・いじめによる暴行、傷害等の刑事事件が発生している。	児相、警察、青少年センター
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関、こころの健康センター
・いじめられた生徒、いじめた生徒への福祉的、心理的支援について。	児相、市福祉課、市子育て支援課

## 5 保護者との連携

- (1) いじめられている生徒の保護者との連携
  - 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝えます。
  - 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝えます。また、今後の対応の方針について具体的に示します。
  - 対応経過をこまめに伝えるとともに、生徒の様子等についての情報を保護者から伺います。
- (2) いじめている生徒の保護者との連携
  - 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭訪問し、事実経過を伝え、その場で生徒に事実の確認をします。
  - 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
  - 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
  - 誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝えます。
  - 学校からの事実説明や対応に納得できない保護者の場合は、あらためて事実確認、学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求めます。
- (3) 保護者との日常的な連携
  - いじめが発見されたときだけでなく、平素より保護者との連携を図り、いじめ防止のための取組をします。
- (4) 評価の実施
  - 「学校評価」の羅針盤に、いじめ防止の取組にかかわる評価項目を設け、生徒・保護者・教職員・第三者による評価や意見を分析することを通して、取組の随時改善に努めます。

附記 平成28年4月一部改正